

生活保護費国庫負担金等に関する緊急アピール

指定都市市長会では、創設後半世紀以上を経過した生活保護制度を時代に即したものに改善するよう抜本的改革を提案してきた。

先般、「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」においても、保護率の上昇と地域間較差の要因は、経済・雇用情勢や社会的要因であることが立証され、本来であれば、社会保障制度全般にわたる制度議論を深めるべき状況にある。

しかるに、今般、厚生労働省は、こうした現状の問題点を放置したまま、地方の意見を一切無視し、生活保護費及び児童扶養手当に関する国の責務を一方的に地方に押しつける提案を行った。

厚生労働省は「地域事情を的確に反映するために、都道府県や保護の実施自治体への基準設定権限の委譲が必要」としているが、生活保護の性質上、その基準は全国的に統一された公平・平等なものでなければならず、国の責任で決定すべきものである。また、国庫負担率の引き下げについては、単なる地方への負担転嫁に過ぎない。こうした国自らの責任を放棄し、単なる地方への負担転嫁に過ぎない提案は、国民にとっても社会福祉の維持・向上につながるものではなく、断じて容認できるものではない。

仮にこのようなことが強行されるのであれば、指定都市としては法定受託事務である生活保護事務を国に返上せざるを得ない。

そこで、先般、具体的準備行為として、生活保護に関する月次報告を停止したところであるが、国への生活保護事務の引継ぎにあたっての具体的作業に入ることにする。

指定都市市長会としては、生活保護事務を返上する事態になることは本意ではなく、国が良識ある判断をされることを期待する。

平成17年11月4日
指定都市市長会